

下水道工事施工管理基準

この下水道工事施工管理基準（以下「管理基準」という。）は、下水道工事共通仕様書第1編1-1-33「施工管理」に規定する下水道工事の施工管理および規格値の基準を定めたものである。

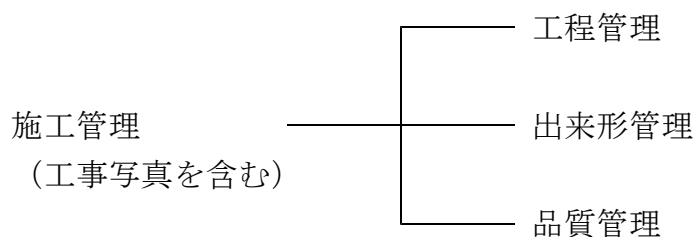
1 目的

この管理基準は、下水道工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形および品質規格の確保を目的とする。

2 適用

この管理基準は、秋田市上下水道局が発注する下水道工事に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準が定められていない工種については、監督員と協議のうえ、他の方法により施工管理を行うものとする。

3 構成



4 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画および施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5 管理項目および方法

(1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方法（ネットワーク（PERT）またはバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急処理または維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目および測定基準により実施し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については小数点以下を切上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

ア 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法および試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図または、品質管理図表（ヒストグラム、X-R、X-R_s-R_mなど）を作成するものとする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(ア)、(イ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

(ア) 路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が1,000m²以下のもの）

(イ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が100t未満のもの）

イ 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚および重力式擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

6 規格値

受注者は、出来形管理基準および品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、全て規格値を満足しなければならない。

7 その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階および工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(2) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。